



第3章 計画の基本的な考え方

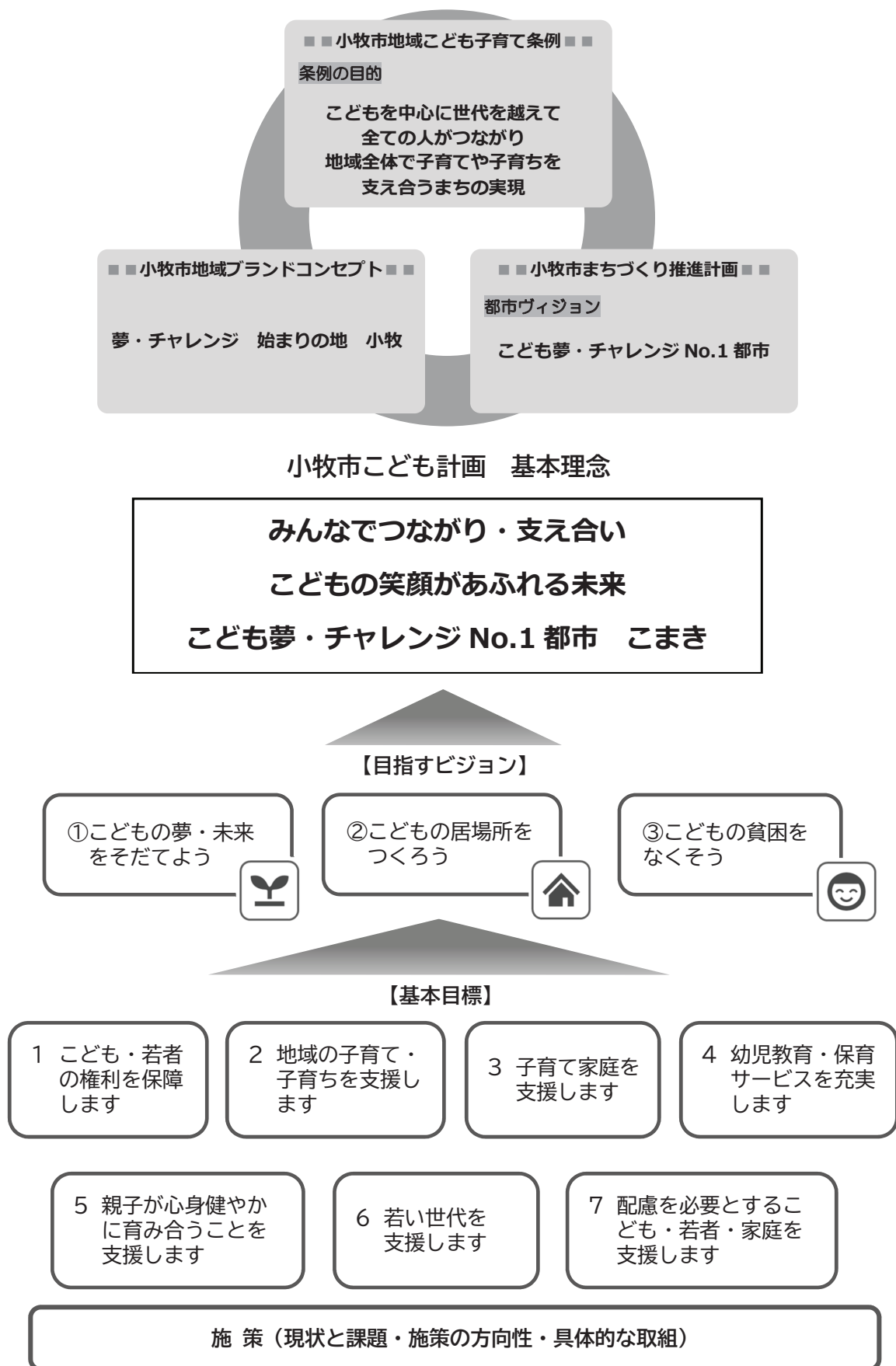


1 計画の基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまで推進してきた「**みんなでつながり・支え合い こどもの笑顔があふれる未来 こども夢・チャレンジNo.1 都市 こまき**」の基本理念を継承し、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。



2 計画の『目指すビジョン』

計画の基本理念を実現するためには、計画の体系に基づき位置づけられたそれぞれの取組を推進していくことはもちろんのこと、こども・子育てに関わるすべての人が連携し、世代や立場を越えて、取組を推進することが重要です。

本計画に関わるすべての人が共有できる、わかりやすい将来の姿を『目指すビジョン』として定めます。

ビジョン①：こどもの夢・未来をそだてよう



本市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指して制定した「こども夢・チャレンジNo. 1 都市宣言」や、「小牧市地域こども子育て条例」の理念を実現するため、こどもの夢や未来への挑戦をまち全体で支援していくためのあらゆる取組の推進に努めます。

ビジョン②：こどもの居場所をつくろう



こどもの健やかな成長のためには、様々な状況に応じて、こどもや保護者が身を置くことのできる居場所、あるいは精神的なよりどころとなる心の居場所が必要です。また、地域においては、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動などを行い、社会性や規則正しい生活習慣を獲得し、世帯の孤立等を防止することができる居場所を確立することが重要です。

本市では、保育園や小学校、児童館などを活用してこどもの居場所となる活動場所をつくり、こどもの自主的な遊びや学習を通してこどもの育ちを支援していきます。

ビジョン③：こどもの貧困をなくそう



「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の基本理念に基づき、こどもの将来がその生まれ育った環境において左右されたり、教育の機会が失われたりすることのないよう、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、各種取組を横断的に推進します。

3 計画の基本目標

各施策の「現状と課題」から導かれた「施策の方向性」や「具体的な取組」を体系化し、次の7つの『基本目標』を設定します。

基本目標1 こども・若者の権利を保障します

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格を持った個人として尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進します。また、若者が社会的な自立を果たし、充実した心豊かな生活を送ることができるように支援します。

基本目標2 地域の子育て・子育てを支援します

こどもの夢へのチャレンジを応援する仕組みを整えるとともに、こども自身が新しいチャレンジに一步踏み出す気運を醸成します。

行政によるサービスだけでなく、地域における支え合いや見守りの中でこどもを育てていけるよう、地域での交流の場を確保するとともに、地域住民の子育て支援の意識の向上を図ります。

基本目標3 子育て家庭を支援します

すべての家庭にはそれぞれのニーズがあり、多様なニーズに応じた適切な支援が行き届くように、子育て支援サービス等の仕組みの充実を図るとともに、相談支援、ネットワークづくりや情報提供の方法を充実します。

基本目標4 幼児教育・保育サービスを充実します

すべてのこどもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、多様化するライフスタイルにより様々な事情を抱えた保護者のニーズに応えるため、民間事業者が運営する保育園、認定こども園はもとより、幼稚園とも連携し、すべてのこどもに必要な保育または教育の機会が提供できるような環境づくりを目指します。

基本目標5 親子が心身健やかに育み合うことを支援します

妊娠・出産期からこどもの成長の各段階において、親子の健康を確保するための母子保健に関する取組を強化します。

また、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行います。

基本目標6 若い世代を支援します

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望をかなえるための支援を行います。

また、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの切れ目ない支援に取り組みます。

基本目標7 配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します

困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮に努めます。

また、児童虐待については、相談支援などによる虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

4 施策の体系

みんなでつながり・支え合い こどもの笑顔があふれる未来
こども夢・チャレンジ No.1 都市 こまき

